

.....

## キュービットポイント利用規約

.....

### 第1条（規定の目的）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、株式会社キュービット（以下「キュービット」といいます。）と提携して発行する「キュービットジャックスは〜とふるカード（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

### 第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて、当社がキュービットポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.会員が本カードを利用したことによるポイントの付与は「本ポイント」のみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。
- 3.会員が「本ポイント」以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

### 第3条（本ポイントの付与方法）

- 1.当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金の合計に応じて、200円（税込）につき1ポイントが付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨てとします。）
- 2.当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効なポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下、これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます。）により通知するものとします。
- 3.本ポイント付与の対象者は、本人会員のみとします。

### 第4条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金および手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カード再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- (6)Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- (7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- (8)本カードの利用代金が第3条1項に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- (9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

### 第5条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイントの付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用代金の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算、または加算されます。

### 第6条（本ポイントの有効期間）

- 1.ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。

- 2.有効期間内に第7条、第8条に定めるところによって還元がなされなかった場合、当該有効期間を経過したポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。

#### 第7条（本ポイントの引換）

本ポイントの引換は、毎月の当社所定日に於いて、本ポイント数が1,000ポイント以上の会員に対し、1,000ポイント単位で取り纏めのうえ『キューピット券引換券』（以下「引換券」といいます。）を当社より会員に対して送付することにより行うものとします。

#### 第8条（引換券の利用）

- 1.本引換券は、本ポイント1,000ポイント単位でキューピット券2枚と引き換えいただけます。
- 2.前項の引換は、キューピット各店のサービスカウンターに於いて、引換券を提示し、キューピット券に交換することをもって行うものとします。
- 3.引換券は、現金との引換はできません。
- 4.引換券は、いかなる場合でも分割使用ならびに再発行はできません。
- 5.引換券の有効期限は、発行月を含む12ヶ月後の月末とします。

#### 第9条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けたキューピット券について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

#### 第10条（権利の消滅等）

- 1.会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。
- 2.会員が第3条第3項に規定するポイント付与の対象者でないことが判明した場合、または第11条に該当した場合には、当社は会員に通知することなく付与を中止し、既に付与されているポイントを失効させることができるものとします。

#### 第11条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

#### 第12条（本ポイントサービスに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品および還元申請資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

#### 第13条（本ポイントサービスの変更・中止・終了等）

- 1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。
- 2.前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

#### 第14条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本の法律が適用されるものとします。